



倉吉市指令環第29号  
**複製厳禁**

# 一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋 174 番地 1

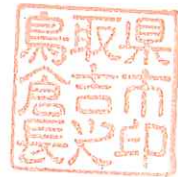
氏名 株式会社赤碕トランスネット

代表取締役 岡崎 博紀

令和 8 年 2 月 20 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第 30 条の規定により、許可する。

令和 8 年 3 月 26 日

倉吉市長 広田 一恭



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 2 事業の区域 倉吉市内
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ）
- 4 許可の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 5 使用車両種別台数

3.00トン積（鳥取430さ4544）	7.70トン積（鳥取130さ 709）
7.70トン積（鳥取130す 701）	7.40トン積（鳥取130あ1641）
7.40トン積（鳥取130あ2465）	6.60トン積（鳥取130あ1221）
3.00トン積（鳥取400そ 895）	3.55トン積（鳥取100す2119）
7.80トン積（鳥取130い 705）	11.30トン積（鳥取130あ6416）
5.70トン積（鳥取130い1643）	
- 6 許可の条件
  - (1) ごみは、鳥取中部ふるさと広域連合が運営するほうきリサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
  - (2) 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
  - (3) 市町間のごみを混載しないこと。
  - (4) 収集依頼先への啓発など、ごみの減量化・リサイクルの推進に努めること。
  - (5) 関係法令を遵守すること。
  - (6) 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月 10 日までに提出すること。
  - (7) 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。